

農業経営基盤強化資金の融資の円滑化について

平成10年	12月25日	10農経A第1518号	経済局長通知
平成13年	5月1日	12経営第2180号	
平成13年	9月12日	13経営第2933号	
平成14年	7月1日	14経営第1738号	
平成17年	4月20日	16経営第8954号	
平成19年	3月30日	18経営第7837号	
平成20年	4月1日	19経営第6997号	
平成21年	1月27日	20経営第5793号	
平成24年	3月30日	23経営第3562号	
平成27年	4月1日	26経営第3307号	

第1 目的

農業経営改善計画の有効期間の満了を迎えた認定農業者の中には、より一層の経営改善を図ろうとする者がいる一方で、農用地の利用権の集積等を主体として経営改善を行おうとする者の中には保有資産価値の面から必ずしも農業経営基盤強化資金の円滑な融通が行われ難いケースもみられるところである。

このような事態に対応して、公庫は、

- (1) これまで融資審査等において培ってきた農業経営に関するノウハウを活かしつつ、認定農業者が行う経営改善資金計画書（農業経営改善関係資金基本要綱（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）第3の1に定めるものをいう。以下同じ。）の策定及びその実施に関し、経営分析、経営改善資金計画書の作成支援等を積極的に行うとともに、
- (2) 認定農業者が農用地の利用権の集積等を通じて経営規模の拡大を進めるにあたり、その者の経営能力、経営状況等を積極的に評価の上、農業経営基盤強化資金の円滑な融通を図ることとする。

第2 内容

公庫が、農業経営基盤強化資金の貸付けに係る担保の徴求に関してその者の経営能力、経営状況等を積極的に評価の上、同資金の円滑な融通を図ること（以下「本措置」という。）を行う場合において、その対象者、貸付金の用途等は次に掲げるとおりとする。この場合、融資の的確な審査と第3に定める指導金融の十全な発揮に努めることを前提として、本措置を講ずることとする。

1 対象者

本措置の適用を受ける対象者は、次の要件を満たす認定農業者とする。

- (1) 農業経営改善計画の目標水準に到達しており、以後新たな農業経営改善計画（当該目標水準の到達後において見直された計画を含む。以下「新たな農業経営改善計画」という。）を策定し、この計画に即した経営改善を行い、又は行おうとしていること。

- (2) 最近5年間における既貸付制度資金の償還が確実に行われていること。
- (3) 経営実績及びその将来見通しに照らし、今回新規に貸し付ける農業経営基盤強化資金の償還が確実に行われると見込まれること。
- (4) 新たな農業経営改善計画に基づき、経営規模が拡大すること。

2 貸付金の使途

本措置に係る貸付金の使途は、農業経営基盤強化資金実施要綱（平成6年6月29日付け6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第3の2に掲げるもののうち、(7)の負債の整理その他農業経営の改善の前提としての経営の安定に必要な長期資金を除くものとする。

3 貸付金の最高限度額

本措置に係る貸付金の最高限度額は、次のとおりとする。

- (1) 個人のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものについては、2,000万円以内（ただし、平成30年3月31日までの間に認定を受けた農業経営改善計画に基づき貸し付けられるものに限る。）

ア 過去3期（災害等の特殊年を除く。）の通算農業所得が黒字であること（別記4）。

イ 担い手育成総合支援協議会の経営診断等を受診すること。

- (2) 法人のうち、次に掲げる要件の全てを満たすものについては、次の表の左欄に掲げる当該法人における直近の決算の売上高の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる本措置に係る貸付金の最高限度額（ただし、同表の最高限度額の4,000万円のうちの1,000万円、6,000万円のうちの2,000万円及び1億円のうちの3,000万円を超える部分については、それぞれ、平成30年3月31日までの間に認定を受けた農業経営改善計画に基づき貸し付けられるものに限る。）又は資本勘定額のいずれか低い額とする。

ア 過去3期（災害等の特殊年を除く。）の通算当期利益が黒字であり、かつ、その全部又は一部を内部留保することにより資本蓄積を図ってきていること（別記3の1）。

イ 今後5年間の資本増強計画を作成していること（別記3の2）。

ウ 公益社団法人日本農業法人協会経由の経営診断を受診すること。

売上高	本措置に係る貸付金の最高限度額
5千万円未満	4,000万円
5千万円以上1億円未満	6,000万円
1億円以上	1億円

4 貸付方式

本措置に係る貸付けは、公庫又は同公庫の受託金融機関からの直接貸付とする。

第3 指導金融の発揮

1 公庫は、本措置に係る融資審査において、経営改善資金計画書等を基にした通常審査に加えて、指導金融の一環として、借入申込の際に借受者から簡易簿記による貸借対照表（別記1）を必ず提出させ、当該借受者の資産状況を確実に把握することとする。

2 公庫は、本措置に係る事後指導において、当該借受者から毎年、収支報告書及び固定資産税納税通知書をベースとした資産状況現況表（別記2）を必ず提出させ、当該借受者の収支状況及び担保状況の確実な把握を行うこととする。

また、公庫は、これらの書類により経営分析等を行い、その分析結果に基づき、当該借受者に対し、市町村、農業協同組合、普及指導センター等特別融資制度推進会議（特別融資制度推進会議設置要綱（平成13年9月12日付け13経営第2931号農林水産事務次官依命通知。）に基づき設置されたものをいう。）の構成機関（以下「構成機関」という。）と連携の上、その者の農業経営改善計画の目標達成のために必要な指導、助言、資料の提供等を行うとともに、必要に応じて追加担保の提供等を求めることとする。

第4 特別融資制度推進会議の構成機関との連携

公庫は、本措置の円滑かつ的確な実施を図るため、構成機関との緊密な連携を保ちつつ、これら構成機関による事前相談の実施や受託金融機関の活用等を通じて借入手続に係る借受者の負担軽減にも配慮することとする。

第5 その他

本措置は、公庫にとって債権保全リスクの増加を招くことから、これに見合う貸倒償却財源を確保するため、国は公庫に対し出資を行うこととするが、別に定めるところにより、本措置による貸倒償却額は今回行われる出資金の運用益の範囲内において賄うことを原則とする。

附 則 （平成24年3月30日23経営第3562号）
この通知は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年4月1日26経営第3307号）
この通知は、平成27年4月1日から施行する。

(別記1) 簡易簿記による貸借対照表

貸借対照表

(平成 年 月 日 現在)

(金額単位:円)

勘定科目	金額	勘定科目	金額
現金		買掛金	
普通預金		借入金	
定期預金		未払金	
その他の預金		前受金	
売掛金		預り金	
未収金			
有価証券			
農産物等			
未収穫農産物等			
未成熟の果樹・育成中の牛馬等			
肥料その他の貯蔵品			
前払金			
貸付金			
建物・構築物		貸倒引当金	
農機具等			
果樹・牛馬等			
土地			
土地改良事業受益者負担金			
		事業主借	
		元入金	
事業主貸		青色申告特別控除前の所得金額	
合計		合計	

(注) 個人の場合は、「所得税青色申告決算書」(農業所得用)の写し、法人の場合は決算書の提出をもって本報告書に代えることができる。

(別記2)

収支報告書

	金 額	[備 考] (対応する青色申告決算書の項目, 番号)
収入金額 (a) (うち農産物販売額)	千円 ()	← 「収入金額計 ⑦」 ← 「販売金額 ①」
経 費 (b) (うち減価償却費) (うち支払利息)	千円 () ()	← 「経費計 ③⑤」 ← 「減価償却費 ⑳」 ← 「利子割引料 ㉓」
農業所得 (c)=(a)- (b)	千円	← 「差引金額 ③⑥」
農 外 所 得 (d)	千円	
総 所 得 (c) + (d)	千円	

(注)個人の場合は、「所得税青色申告決算書(農業所得用)」の写し、法人の場合は決算書の提出をもって本報告書に代えることができる。

資産状況現況表

(平成 年 月 日現在)

貸付決定番号 _____

(金額単位：千円)

地目	面積	固定資産税評価額	うち、本件担保地	
			面積	固定資産税評価額
宅地	m ²	千円	m ²	千円
田	m ²	千円	m ²	千円
畑	m ²	千円	m ²	千円
牧場	m ²	千円	m ²	千円
原野	m ²	千円	m ²	千円
雑種地	m ²	千円	m ²	千円
その他 ()	m ²	千円	m ²	千円
その他 ()	m ²	千円	m ²	千円
その他 ()	m ²	千円	m ²	千円
合計	m ²	千円	m ²	千円

(注1) 地目ごとの面積、固定資産税評価額が不明な場合は、市町村に問い合わせの上、記入する。

(注2) 固定資産税納税通知書付属明細書がある場合は、本件担保地該当部分に○印を付した写し(コピー)を提出することにより、本表に代えることができる。

(別記3)

1 資本蓄積状況

(単位：円)

借入直前(期)の資本状況		その1年前の資本状況		その2年前の資本状況		その3年前の資本状況	
勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額	勘定科目	金額
資本金		資本金		資本金		資本金	
準備金等		準備金等		準備金等		準備金等	
剰余金		剰余金		剰余金		剰余金	
当期末処分利益 (うち当期利益)		当期末処分利益 (うち当期利益)		当期末処分利益 (うち当期利益)		当期末処分利益 (うち当期利益)	
うち内部留保に充当した額		うち内部留保に充当した額		うち内部留保に充当した額		うち内部留保に充当した額	
計		計		計		計	

2 資本増強計画

(単位：円)

	資本勘定の額	増加額	
		そのうち内部留保によるもの	その他の増加の方法
現在の資本状況			
1年目数値			
2年目数値			
3年目数値			
4年目数値			
5年目数値			

※ 記入上の注意点

1 資本勘定の額とは、貸借対照表の資本の部（資本金、法定準備金、剰余金等）の合計額をいう。

2 「その他の増加の方法」の欄には、次の項目ごとに番号と金額を記入すること。

- (1) 現物出資による方法
- (2) 現金の払込みによる方法
- (3) 役員貸付の資本金への振替による方法
- (4) その他の方法（ ）

※ (1) から (4) までのうち、複数の項目が該当する場合には、該当する番号をすべて記入すること（金額についても、項目ごとに記入すること。）。

3 「そのうち内部留保によるもの」の欄については、次のように算出すること。

内部留保 = 税引後当期利益 - 社外流出（配当、役員賞与等）

(別記4)

過去3期(災害等の特殊年を除く。)の農業所得の状況

(金額単位:千円、その他単位は適宜)

				過去3期の経営状況(災害等の特殊年を除く。)		
農業粗収入	生産品目	共済加入の有無	区 分	3年前	2年前	前年
		有・無	経営規模			
			生産量			
			売上高			
			単収			
			単価			
			変動理由			
		有・無	経営規模			
			生産量			
			売上高			
			単収			
			単価			
			変動理由			
		有・無	経営規模			
			生産量			
			売上高			
			単収			
			単価			
			変動理由			
		有・無	経営規模			
			生産量			
			売上高			
			単収			
			単価			
			変動理由			
	作業受託収入					
	その他()					
農業経営費						
	原材料費					
	施設・機械費					
		うち減価償却費				
	出荷販売経費					
	雇用労賃					
	支払利息					
	支払地代					
	その他					
農業所得						
農外所得						
年金被贈等						
農家総所得						
家計費						
租税公課						
償還財源						
償還金(元本)						
差引余剰						
施設・機械等の設備投資						

(注1) 過去3年の青色申告書又は白色申告書(税務署の受付印が押印されたものに限る。)を必ず添付すること。

(注2) 過去3年の貸借対照表、損益計算書、所得計算明細書及び各勘定科目の基礎となった書類(預貯金残高証明書、借入金明細書等)等を添付すること。